令和４年度大阪府公立高等学校一般入学者選抜における

別紙

新型コロナウイルス感染症に係る追検査の対象者について【改訂版】

１　対象者

　　令和４年度大阪府公立高等学校一般入学者選抜における新型コロナウイルス感染症に係る追検査の対象者は、一般選抜に出願した志願者のうち、次の(1)から(6)のいずれかに該当する者とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の検査で陽性反応が確認された者（医師により新型コロナウイルスに感染している疑いがあると診断された者を含む。）で、学力検査等当日まで保健所等から安静・療養の解除又は終了の指示を受けていない者

(2) 保健所等により新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定され、学力検査等当日すべての検査を受験しなかった者

(3) 学力検査等当日に発熱等の風邪の症状があり、当日すべての検査を受験しなかった者

(4) 学力検査等当日に新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者であることが判明し、検査を中断せざるを得なかった者

(5) 無症状の濃厚接触者として受験が認められた者で、学力検査等の実施中に発熱等の風邪の症状が確認され、検査を中断せざるを得なかった者

(6) 外国から帰国又は入国した者で、学力検査等当日に検疫法に基づく隔離・停留が必要とされている者及び検疫所長が指定する場所において待機を指示されている者

２　出願書類

「１　対象者」の(1)から(6)に該当する者が追検査に出願する場合は、令和４年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項に定める追検査受験願及び切手404円分に加え、志願者本人が学力検査等実施日（３月９日）に発熱等の風邪の症状が見られることを示す診断書等又は別添の「令和４年度大阪府公立高等学校一般入学者選抜（追検査）出願に係る申告書」を提出する。

なお、実施要項で定めた対象者（インフルエンザ等の感染症に罹患したために学力検査等の当日すべての検査を受験しなかった者）が追検査に出願する場合は、これまでどおり、当該感染症に罹患していた診断書等を提出すること。